

## 貸保護函・貸金庫規定

### 1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

### 1. の 2 (格納品の範囲)

(1) 貸保護函・貸金庫（以下、貸保護函と貸金庫併せて「貸保護函」という。）には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

### 2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借入者または当庫からの解約の申出をしないかぎりこの契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. (使用料)

(1) 貸保護函の使用料は別紙記載の料率により契約期間分を前払いするものとし、初年度は契約締結日に、次年度以後は毎年4月10日（休日の場合翌営業日）を所定日と定め、借入者が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。

なお、上記所定日に指定預金口座の残高が使用料に不足する場合は、直ちに不足額をお預け入れ下さい。

預け入れ後いつでも当金庫は前記に準じて払戻しのうえ使用料に充当することができます。また、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払って下さい。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

### 4. (鍵の保管)

貸保護函に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借入者が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借入者が届出の印章（または署名）により封印し、当金庫が保管します。

### 5. (貸保護函の開閉等)

(1) 貸保護函の開閉は、借入者または借入者があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。

(2) 開函にあたっては、当金庫所定の貸保護函開閉票に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。なお、閉函後は貸保護函の施錠を確認してください。

(3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

#### 6. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 7. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸保護函の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失った場合、またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸保護函の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 8. (印鑑照合等)

貸保護函開閉票、諸届その他の貸保護函取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開函その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

#### 9. (損害の負担等)

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸保護函設備の故障等が発生した場合には、貸保護函の開函に応じられないことがあります。このために生じた損害についても当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害については当金庫は責任を負いません。

(3) 借用者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸保護函は、第11条第3項第1号、第2号AからE及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸保護函の使用申込

をおことわりするものとします。

#### 11. (解約等)

(1) この契約は、借用者の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸保護函を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ、貸保護函を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①借用者が使用料を支払わないとき

②借用者について相続の開始があったとき

③借用者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤借用者または代理人がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸保護函の利用を停止し、または借用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸保護函を明渡してください。

①借用者が貸保護函使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借用者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③借用者または代理人が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした

場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸保護函を開函のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸保護函の開函に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借用者の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借用者が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

#### 12. (貸保護函の修繕、移転等)

貸保護函の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時取りまたは貸保護函の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 13. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸保護函の開函を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸保護函を開函し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

#### 14. (譲渡、転貸等の禁止)

貸保護函の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

#### 15. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借用者と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

#### 16. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならび

にその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

(2020年4月1日改正)

